

# 経済福祉常任委員会資料

○調査事件2 その他所管に関する事項について

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| 1) 後期高齢者医療制度について     | P 1～12  |
| 2) 国民健康保険特別会計の運営について | P 13～23 |

町民課・住民グループ

## 調査事件2 その他所管に関する事項について

### 1) 後期高齢者医療制度について

75歳(一定の障がいのある場合は65歳)以上の方は現在、国民健康保険や被用者保険(社会保険等)などの医療制度に加入しながら、老人保健制度で医療を受けていますが平成20年4月からはそれらを脱退し、「北海道後期高齢者医療広域連合」に移ることとなります

#### ◎新しい制度の目的

国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために、高齢化社会に対応した仕組みとして、独立した医療制度を創設するものです。

#### ◎運営体制

新しい制度は、北海道のすべての市町村が加入する「北海道後期高齢者医療広域連合」が賦課や医療給付を行い、市町村は保険料の徴収と申請や届出の受付、被保険者証(保険証)の引渡しなどの窓口業務を行います。

#### ◎資格要件・給付内容及び窓口での負担

◎制度が変わっても、高額介護合算療養費が新たに追加されるだけで、基本的には変更ありません。

区 分	資 格 要 件		給 付 内 容	医療機関 窓口での 自己負担
	年 齢	寝たきりなどの方(一定の障がいがあり、申請し認定を受けた方)		
老人保健 医療制度 (平成20年3月 まで)	75歳の誕生日 の翌月1日(た だし1生まれ の方はその日)	65歳の誕生日の翌日1日 (ただし1生まれの方はそ の日から)、または市町村の 認定を受けた日の翌月1日 (認定日が1日の方はその日 から)のどちらか遅い日	療養の給付、入院時食事 療養費、入院時生活療養 費、保険外併用療養費、療 養費、老人訪問看護療養 費、移送費、高額医療費。	1割 ただし、現 役並所得 者(※2) は3割
後期高齢者 医療制度 (平成20年4月 から)	75歳の誕生日	65歳の誕生日または広域連 合の認定を受けた日のどち らか遅い日	療養の給付、入院時食事 療養費、入院時生活療養 費、保険外併用療養費、療 養費、老人訪問看護療養 費、移送費、高額医療費、高 額介護合算療養費(※1)	

●平成19年10月31日現在 対象者 953人(うち、一般老人 870人・障がい老人 83人)

(※1) 高額介護合算療養費とは、平成20年4月から新設されるもので、医療保険と介護保険の自己負担額を合算した年間の合計額が、年間の限度額を超える場合に支給されます。

(※2) 同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方。

ただし、次に該当する方については、申請し認定を受けると、1割負担となります。

- ◆ 同一世帯に被保険者が1人のみの場合、被保険者本人の収入の額が383万円未満の方
- ◆ 同一世帯に被保険者が2人以上いる場合、被保険者の収入の合計額が520万円未満の方

#### ◎病院等のかかり方

これまでは、加入している「健康保険証」と「老人保健医療受給者証」の2つを病院等の窓口に表示して医療を受けていましたが、平成20年4月からは、「北海道後期高齢者医療被保険者証」の1枚を表示して医療を受けることとなります。

(※ 被保険者証は新たに1人に1枚交付され、平成20年3月下旬までに交付する予定です。)

## ◎ 運営の財源

患者負担を除き、公費(約5割)、現役世代からの支援(約4割)、被保険者保険料(1割)となります。

### <後期高齢者医療制度>

保 険 料  10%	支援金 40%	公 費 50%
	(国保・政管健保 健保組合 など)	国 :道 :市町村 4/6 :1/6 :1/6

### <現行:老人保健制度>

拠出金 50%	公 費 50%
(国保・政管健保 健保組合 など)	国 :道 :市町村 4/6 :1/6 :1/6

## 北海道後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療に関する条例(骨子)

### 第1章 広域連合が行う後期高齢者医療

#### 1 広域連合が行う後期高齢者医療

北海道後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療については、法令に定めがあるもののほか、この条例に定める旨規定します。

### 第2章 後期高齢者医療給付

#### 2 葬祭費

被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、**3万円**の支給を行う旨規定します。

### 第3章 保健事業

#### 3 保健事業

広域連合は、被保険者の健康の保持増進のために健康診査を行う旨規定します。

※ 健康診査の円滑な実施を図るため、市町村に業務を委託し、利用者からは、健診単価の1割相当分を求めます。《別紙1 参照》

### 第4章 保険料

#### 4 賦課額

各年度(平成20、21年度)における広域連合が、被保険者に対して課する保険料の賦課額は、所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする旨規定します。

#### 5 所得割額

所得割額は、地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による額を控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」)に(1)に掲げる額を(2)に掲げる額で除した率(所得割額)を乗じて得た額とします。

ただし、広域連合における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、5、6及び7の規定に基づき当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、11に規定する当該賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正する旨規定します。

(1) 4(3)の所得割総額

(2) 被保険者(被扶養者であった被保険者を除く。)につき施行規則の規定により算定した特定期間における各年度(平成20、21年度)の基礎控除後の総所得金額等の合算額の見込額

## 6 被保険者均等割額

被保険者均等割額は、4(3)の被保険者均等割総額を施行規則の規定により算定した特定期間における各年度(平成20、21年度)の被保険者の見込数の合計数で除して得た額とする旨規定します。

## 7 所得割率及び被保険者均等割額の適用

所得割率及び被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする旨規定します。

※ 「医療費の地域格差による保険料率の暫定的特例」に該当する市町村は、第6章の附則で規定します。

## 8 所得割率

平成20年度及び平成21年度の所得割率は、9.63%とします。

## 9 均等割額

平成20年度及び平成21年度の被保険者均等割額は、43,143円とします。

※ 保険料率(被保険者均等割額、所得割率)については、《別紙2 参照》

◎ 年額18万円以上の年金受給者は、原則年金からの天引き(特別徴収)となります。  
ただし、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合には、天引きになりませんので、納付書又は口座振替等の方法により納めていただくこととなります。

★所得割率及び均等割額(2年ごとに見直し)

## 10 賦課限度額

賦課限度額は、50万円とします。

## 11 賦課期日

保険料の賦課期日は、4月1日とします。

## 12 賦課総額

### (1) 賦課総額

保険料の賦課総額は、特定期間における各年度(平成20、21年度)の費用の額の合計額の見込額から収入の見込額を控除して得た額を予定保険料収納率で除して得た額とする旨規定します。

### (2) 予定保険料収納率

予定保険料収納率は、特定期間における各年度(平成20、21年度)に賦課すべき保険料の額の総額の合算額に占めるこれらの年度において収納する保険料の見込総額の合算額の割合として、施行規則の規定により算定される率とする旨規定します。

(3) 賦課総額は、所得割総額と被保険者均等割総額との合算額とし、所得割総額は被保険者均等割総額に施行規則の規定により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする旨規定します。

※ 賦課総額については、《別紙3 参照》

### 13 賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合

- (1) 賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を取得した日の属する月から月割をもって行う旨規定します。
- (2) 賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う旨規定します。

### 14 所得の少ない者に係る保険料の減額

各年度(平成20、21年度)における広域連合が被保険者に対して課する保険料の額は、当該保険料の納付義務者が次のいずれかに該当する場合は、それぞれ次に定める額を減額する旨規定します。

総所得金額等が下記金額以下の世帯	軽減割合
(1) 33万円	7割
(2) 33万円+24.5万円×当該世帯に属する被保険者数(被保険者である当該世帯主を除く)	5割
(3) 33万円+35万円×当該世帯に属する被保険者数	2割

### 15 被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額

- (1) 被扶養者であった被保険者に対して課する保険料の額は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、保険料のうち、所得割を課さず、被保険者均等割額を減額した額とします。
- (2) (1)により減額する額は、当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額とします。

※ 上記内容の変更につきましては、第6章の附則で規定します。

### 16 保険料額の通知

保険料の額が定まったときは、広域連合長は、速やかに、これを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも同様とする旨規定します。

### 17 徴収猶予

広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者(法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する者をいいます。以下この条及び次条において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6カ月以内の期間に限って、その徴収を猶予することができる旨規定します。

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) その他広域連合長が別に定めること。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない旨規定します。

## 18 保険料の減免

広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する旨規定します。

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) その他、広域連合長が別に定めること。

※ (5)に基づいて収監減免(刑事施設や労役場などに拘禁された場合、その期間中、本広域連合からの医療給付が行われない期間について減免するものです。)と生活保護減免(被保険者が生活保護となった場合、保険料が未納となっていた額を減免するものです。)を規則で規定します。

- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない旨規定します。

## 19 保険料に関する申告

被保険者は、4月15日まで(賦課期日後に被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない旨規定します。

## 20 保険料の納付

保険料は、被保険者に対して賦課した保険料額を、当該被保険者が住所を有する市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付する旨規定します。

## 21 市町村が徴収すべき保険料の額

- (1) 賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割をもって行う旨規定します。
- (2) 賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は当該被保険者が住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割をもって行う旨規定します。

## 22 延滞金の納付

保険料を納期限までに納付しない場合における延滞金は、被保険者から保険料を徴収する市町村が当該被保険者から徴収し、その徴収した額を広域連合に納付する旨規定します。

## 第5章 雑 則

### 23 委 任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める旨規定します。

## 第6章 罰 則

### 24 罰則規定

- (1) 被保険者が法第54条第1項の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料を科する旨規定します。
- (2) 法第54条第4項又は第5項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料を科する旨規定します。
- (3) 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれであった者が正当な理由なく法第137条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する旨規定します。
- (4) 偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第4章の規定による徴収金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する旨規定します。
- (5) 過料の額は、情状により広域連合長が定める旨規定します。
- (6) 過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする旨規定します。

### 附 則

#### 1 施行期日

平成20年4月1日から施行する旨規定します。

#### 2 公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例

当分の間、所得の少ない者に係る保険料の減額を判定する際には、公的年金のみの収入の場合は、その収入額から公的年金等控除額を差し引いた額のことをいいます。ただし軽減の判定については、65歳以上の方の公的年金所得については、これからさらに15万円を差し引いた額で判定する旨規定します。

#### 3 法附則14条第1項の市町村に係る保険料の賦課の特例

「医療費の地域格差による保険料率の暫定的特例」の市町村を附則別表に定め、6年間の期間、暫定的に保険料率を軽減する旨規定します。

※ 「医療費の地域格差による保険料率の暫定的特例」については <<別紙4 参照>>

#### 4 平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例

平成20年度において、被用者保険の被扶養者の保険料負担については、平成20年4月から9月の6カ月間は保険料を支払うことを要しないこととし、10月から平成21年3月までの6カ月間は、9割軽減とする旨規定します。

# 北海道後期高齢者医療広域連合規約(抜粋)

【制 定 平成19年3月1日市町村第1969号指令】

## (広域連合の議会の組織)

**第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、32人とする。**

2 広域連合議員は、関係市町村の長及び議会の議員のうちから次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

(1)市長 8人 (2)町村長 8人 (3)市議会議員 8人 (4)町村議会議員 8人

### (1)市長区分

氏名	公職の名称	党派
伊藤 良孝	釧路市長	無所属
上田 文雄	札幌市長	無所属
田苅子 進	士別市長	無所属
西尾 正範	函館市長	無所属
西川 将人	旭川市長	無所属
藤倉 肇	夕張市長	無所属
山田 勝麿	小樽市長	無所属
渡辺 孝一	岩見沢市長	無所属

### (2)町村長区分

氏名	公職の名称	党派
石崎 大輔	増毛町長	無所属
板谷 利雄	長沼町長	無所属
北川 健司	遠軽町長	無所属
佐藤 節雄	鷹栖町長	無所属
高橋 正夫	本別町長	無所属
棚野 孝夫	白糠町長	無所属
谷口 徹	黒松内町長	無所属
脇本 哲也	知内町長	無所属

### (3)市議会議員区分

氏名	公職の名称	党派
大竹 秀文	小樽市議会議員	自由民主党
佐古 一夫	函館市議会議員	無所属
清水 雅人	滝川市議会議員	日本共産党
武田 勇美	旭川市議会議員	無所属
野尻 清	岩見沢市議会議員	無所属
畑瀬 幸二	札幌市議会議員	民主党
藤原 勝子	釧路市議会議員	民主党
細川 昭広	室蘭市議会議員	公明党

### (4)町村議会議員区分

氏名	公職の名称	党派
大場 博義	音更町議会議員	無所属
竹田 和雄	当別町議会議員	無所属
中島 滋	新ひだか町議会議員	無所属
仲田 駿介	豊浦町議会議員	無所属
中橋 友子	幕別町議会議員	日本共産党
成瀬 勝弘	ニセコ町議会議員	無所属
牧野 勝頼	比布町議会議員	無所属
欠員	平成19年10月31日任期満了(北原文雄 議員)	

## (広域連合の経費の支弁の方法)

**第19条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。**

(1) 関係市町村の負担金 (2) 事業収入 (3) 国及び北海道の支出金 (4) その他

2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第2により、広域連合の予算において定めるものとする。

### 別表第2(第19条関係)

#### (1) 共通経費

区分	負担割合
均等割	10%
高齢者人口割	40%
人口割	50%

(2) 医療給付に要する経費(高齢者医療確保法第56条第1号及び第2号に定める給付に要する経費をいう。)

高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

(3) 保険料その他の納付金(高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額をいう。)

市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減相当額

### ◆平成19年度北海道後期高齢者医療広域連合市町村負担金(事務費・電算システム経費を含む)

前々年度末日の住民基本台帳人口及び外国人登録原票

(H18. 3. 31)

均等割	高齢者人口割[75歳以上]	人口割
比率 10%	比率 40%	比率 50%

(単位:円)

区分	市町村数	金額	人数	金額	人数	金額	合計	再計算(四捨五入)
全道計	180	159,613,560	548,151	638,454,001	5,649,355	798,067,500	1,596,135,061	1,596,135,000
福島町	1	886,742	884	1,029,631	5,925	837,007	2,753,380	2,753,000

## 後期高齢者の保健事業について

### 1. 利用者負担について

後期高齢者の健康診査に係る利用者負担額については、健診単価の一角を徴収する。

※ 健診単価は、国の基準健診単価ではなく、各市町村と健診機関とで定めた特定健診の必須項目分の契約単価とする。

### 2. 健康診査の市町村への委託方法について

特定健診のスキームを活用した中で、後期高齢者の健康診査を円滑に実施するためには、各市町村の実施体制や実施手順に即した方法で実施することが適当であると考え、次に掲げる事務など、健康診査に係る事務を道内市町村に委託する。

#### 【市町村に委託する事務】

- ① 健診の申し込みの受付
- ② 受診券の発行(受診券の発行は市町村の任意)
- ③ 健診機関との委託契約
- ④ 健診結果の通知
- ⑤ 健診結果のデータ管理等

### 3. 対象者の範囲について

糖尿病等の生活習慣病で既に定期通院し受診している者については、国における必要性が薄いとされていることから、国の指針に踏まえ、これらの者を健康診査の対象外とする。

### 4. 委託料単価及び事務費について

各市町村と健診機関等とで個別に定めた特定健診の契約単価を基に、広域連合が市町村へ委託料として実費を支払うこととする。

また、委託業務に係る事務費についても支払う予定としていますが、財源については、後期高齢者の保険料への影響額を抑えるため、事務費相当分を共通経費に上乗せして各市町村から徴収し、その中で賄いたい。

※ 広域連合から市町村に支払う委託料は当該事業の年度末に一括して交付する。

### 5. 財源について

基準健診単価から利用者負担を除いた費用について、国から3分の1が補助される見込みであり、残りの3分の1の費用負担について、今後、北海道及び市町村と引き続き協議したい。

なお、国の基準健診単価を超過した分は保険料で賄うこととなります。

## 保険料(被保険者均等割、所得割率)について

- 保険料は、被保険者一人ひとりにかかります。
- 被保険者均等割額            43, 143 円
- 所得割率                        9. 63 %
- 一人当たり平均保険料    86, 280 円 (軽減後 73. 876円)
- 計算方法

	<b>被保険者均等割額</b>		<b>所得割額</b>	
保 険 料 =	43, 143円	+	被保険者の総所得金額等(※)から 33万円を差し引いた金額の合計	× 9. 63%

※ 収入から必要経費(給与所得控除額、公的年金等控除など)を差し引いたものです。  
 ※ 端数については、最終の賦課計算時に整理する予定です。

- 保険料の上限額は、50万円となります。
- 保険料の軽減

総所得金額等が下記金額以下の世帯	軽減割合
33万円	7 割
33万円+24.5万円×当該世帯に属する被保険者数 (被保険者である当該世帯主を除く)	5 割
33万円+35万円×当該世帯に属する被保険者数	2 割

※ 総所得金額とは、例えば、公的年金のみの収入の場合は、その収入額から公的年金等控除を差し引いた額のことをいいます。ただし、軽減判定については、65歳以上の方の公的年金所得については、これからさらに15万円差し引いた額で判定します。  
 ※ なお、世帯主の方が後期高齢者医療制度の被保険者の方でない場合でも、その方の所得は軽減判定の際の対象となります。

### ◆均等割・所得割の算定根拠

別紙3の賦課総額と以下の数値を基に保険料率(被保険者均等割額・所得割率)をシステムにより試算

○ 賦 課 総 額            56, 081, 831, 035円

保険料率を試算するため2年間分の賦課総額の平均値を算出  
 (参考) 112,163,668,070÷2=56,081,834,035

○ 賦 課 総 額 按 分 比 率    均等割:所得割=1 : 1(所得係数)

低所得者への配慮を踏まえ、均等割額を下げるため、所得係数を1として算出

賦 課 割 合    均 等 割 額 : 所 得 割 = 50 : 50

○ 被 保 険 者 数            650, 000人

2年間の被保険者数の伸びを踏まえ被保険者数を算出

○ 所 得 総 額            354, 087, 498, 443円

・セットアップデータからの全市町村の所得の合計 ・年金受給者が多いことから伸び率は踏まえ算出

### ※ 保険料率算定結果

- 被保険者均等割額    43, 143円
- 所得割率                9. 63%
- 一人当たり平均保険料    86, 280円 (軽減後 73, 876円)  
80, 848円 (平成19年度軽減後国保の全道平均)

賦課総額について

平成20年度から21年度の2年間で賦課総額を試算

(費用の見込額)

科 目 等	見 込 額(円)
① 給付に要する費用から一部負担金に相当する費用を控除した額	1,205,842,835,000
② 食事療養費等の額 (①の金額に加算されている)	0
③ 財政安定化基金拠出金の額	361,753,000
④ 特別高額医療費共同事業拠出金の額 (収入⑥との相殺のため算出しない)	0
⑤ 財政安定化基金借入金の償還金の額(なし)	0
⑥ 保険事業に要する費用の額	1,210,950,000
⑦ 審査支払手数料の額	3,435,964,000
⑧ その他(葬祭費用の額)の費用の額	1,976,760,000
計 A	1,212,828,262,000

(収入の見込額)

科 目 等	見 込 額(円)
① 国庫負担金 (高額医療費公費負担を含む)	292,857,328,000
② 調整交付金	105,891,997,000
③ 都道府県負担金 (高額医療費公費負担を含む)	99,665,841,000
④ 市町村負担金	96,595,744,000
⑤ 後期高齢者交付金	505,684,091,000
⑥ 特別高額医療費共同事業交付金 (支出④との相殺のため算出しない)	0
⑦ 国庫補助金・都道府県補助金・市町村補助金 広域連合補助金・その他の収入	216,353,000
計 B	1,100,911,354,000

C 保険料収納必要額 (A - B)  
111,916,908,000 円

D 予定保険料収納率 (%)  
99.78%

賦課総額 = 保険料収納必要額 / 予定保険料収納率  
C ÷ D

賦 課 総 額  
112,163,668,070 円

## 医療費の地域格差による保険料率の暫定的特例

広域連合の区域のうち、平成15年度から平成17年度の3年間の一人当たり平均老人医療給付費実績が広域連合区域全体の20%以上低くかい離している市町村においては、施行後最長6年の範囲内で広域連合の条例で定める期間、均一保険料率よりも低い保険料率を設定することができます。

15市町村が該当し、平成20年度、平成21年度の保険料率は下表のとおりです。  
激変緩和措置の観点から、6年の措置期間としました。

(単位:円、%)

	1人当たり 医療費	平成 20・21 年度	
		均一保険料率～3/6以内	
該当市町村	全国平均	被保険者均等割額	所得割率
	783,980		
	北海道平均		
	958,016		
中川町	601,515	34,959	7.81
黒松内町	656,678	36,327	8.11
利尻富士町	682,429	36,935	8.25
礼文町	686,507	36,983	8.26
名寄市(合併後)	692,698	37,116	8.29
更別村	697,454	37,164	8.30
利尻町	696,563	37,263	8.32
西興部村	711,523	37,591	8.40
清里町	729,871	37,876	8.46
占冠村	735,293	38,027	8.49
陸別町	737,575	38,126	8.52
島牧村	735,174	38,165	8.52
初山別村	742,024	38,173	8.53
美深町	757,208	38,592	8.62
鶴居村	764,877	38,734	8.65

※上記1人当たり医療費は、平成15～17年度の3年間の平均医療費です。

※当町3年間の平均医療費は、890,713円ですので該当にはなりません。  
(全道平均より、約7%より低くかい離していない。)

《参考資料》

●国民健康保険税と後期高齢者医療制度保険料比較

【現在の国保税率及び北海道後期高齢者医療保険料率】

国民健康保険税(医療分)	所得割	13%	資産割	60%	均等割	30,000円	平等割	36,000円	限度額	530,000円
後期高齢者医療保険料	所得割	9.63%	資産割		均等割	43,143円	平等割		限度額	500,000円

◎後期高齢者医療制度での年金収入別年間保険料の目安と国保税との比較

差引 (A-B)	国民健康保険(資産割を除く) 単身世帯保険税(円)				北海道後期高齢者医療 単身世帯保険料(円)			年金収入 (万円)	北海道後期高齢者医療 夫婦2人世帯保険料(円)			国民健康保険(資産割を除く) 夫婦2人世帯保険税(円)				差引 (C-D)
	総額 B	平等割	均等割	所得割	総額 A	均等割	所得割		所得割	均等割	総額 C	所得割	均等割	平等割	総額 D	
-6,900	19,800	10,800	9,000	0	12,900	12,942	0	80	0	25,884	25,800	0	18,000	10,800	28,800	-3,000
-6,900	19,800	10,800	9,000	0	12,900	12,942	0	100	0	25,884	25,800	0	18,000	10,800	28,800	-3,000
-6,900	19,800	10,800	9,000	0	12,900	12,942	0	120	0	25,884	25,800	0	18,000	10,800	28,800	-3,000
-6,900	19,800	10,800	9,000	0	12,900	12,942	0	140	0	25,884	25,800	0	18,000	10,800	28,800	-3,000
-9,300	28,900	10,800	9,000	9,100	19,600	12,942	6,741	160	6,741	25,884	32,500	9,100	18,000	10,800	37,900	-5,400
-27,400	87,900	28,800	24,000	35,100	60,500	34,514	26,001	180	26,001	43,142	69,100	35,100	30,000	18,000	83,100	-14,000
-34,200	113,900	28,800	24,000	61,100	79,700	34,514	45,261	200	45,261	69,028	114,200	61,100	48,000	28,800	137,900	-23,700
-45,500	153,100	36,000	30,000	87,100	107,600	43,143	64,521	220	64,521	69,028	133,500	87,100	48,000	28,800	163,900	-30,400
-52,200	179,100	36,000	30,000	113,100	126,900	43,143	83,781	240	83,781	86,286	170,000	113,100	60,000	36,000	209,100	-39,100
-59,000	205,100	36,000	30,000	139,100	146,100	43,143	103,041	260	103,041	86,286	189,200	139,100	60,000	36,000	235,100	-45,900
-65,700	231,100	36,000	30,000	165,100	165,400	43,143	122,301	280	122,301	86,286	208,500	165,100	60,000	36,000	261,100	-52,600
-72,400	257,100	36,000	30,000	191,100	184,700	43,143	141,561	300	141,561	86,286	227,800	191,100	60,000	36,000	287,100	-59,300

※ 北海道後期高齢者医療広域連合の条例案を基に試算。100円未満は切り捨て。夫婦2人世帯は、共に75歳以上で妻の年金収入135万円以下。年金収入153万円

◆年金収入別の均等割分・平等割分減額措置

区分	7割軽減	5割軽減	2割軽減
単身世帯	168万円まで	—	203万円まで
2人世帯	同上	192.5万円まで	238万円まで

◆保険料(税)の軽減基準

総所得金額等が下記金額以下の世帯	軽減割合
33万円	7割
33万円+24.5万円×当該世帯に属する被保険者数 (被保険者である当該世帯主を除く)	5割
33万円+35万円×当該世帯に属する被保険者数	2割

※ 総所得金額とは、例えば、公的年金のみの収入の場合は、その収入額から公的年金等控除を差し引いた額のことをいいます。ただし、軽減判定については、65歳以上の方の公的年金所得については、これからさらに15万円差し引いた額で判定します。

※ なお、世帯主の方が後期高齢者医療制度の被保険者の方でない場合でも、その方の所得は軽減判定の際の対象となります。

★保険料徴収の凍結

被用者保険の家族は、今まで保険料を負担してこなかったことを考慮して、加入して2年間は、所得割を課さず均等割を半額とする。

ただし、20年4月から20年9月までは徴収を免除し、さらに20年10月から21年3月までは、均等割の1割だけを徴収する。

## 2) 国民健康保険特別会計の運営について

### 1 国民健康保険制度の概要

昭和36年に国民皆保険が達成され、国民健康保険は、健康保険制度の二大支柱として社会保障施策の中核的役割を果たしています。

現在、国民健康保険事業の被保険者の構成、保険給付の内容は、昭和58年2月の老人保健制度、次いで昭和59年10月の退職者医療制度の創設やその後の制度改正により、次のとおりとなっています。

国民健康保険事業は、これらの保険給付とともに、直営診療施設の設置、保険事業による予防、治療等を行うことにより、総合的な地域住民の健康の保持増進に努めています。

### 2 保険給付等の内容

(平成19年4月1日 現在)

被保険者の構成	保 険 給 付			財 源	
	医 療 給 付		その他の給付	公費負担金等	保 険 税
	療養の給付 (療養費)	高額療養費			
一般被保険者 (下記を除く者)	0歳～2歳 8割 3歳～69歳 7割 70歳～74歳 9割  (一定以上所得者・現役並の所得を有する者)は7割	自己負担が (1)一般 80,100円+(医療費-267,000円)×1%を超える額  (2)上位所得者 150,000円+(医療費-500,000円)×1%を超える額  (3)低所得者 35,400円を超える額	出産育児一時金 350千円・葬祭費 20千円	公費負担金 医療給付費の50% (国43%・道7%)	保険税率は下記項目で説明。  低所得者の保険税軽減額は一般会計から繰り入れる。
退職被保険者等 (被用者保険の退職者と被扶養者)	7割(ただし70歳～74歳は9割、一定以上所得者(現役並の所得を有する者)は7割)	・70歳～74歳は、老人保健の高額医療費を準用 ・世帯合算、多数該当については、負担軽減措置がある。			
老人保健給付対象者(75歳以上の者等)	9割(一定以上所得者(現役並の所得を有する者)は7割)  給付は市町が行い、国民健康保険は拠出金を負担			公費負担金 老健拠出金の50% (国43%・道7%)	

★入院に係る食事代は、別に定められます。

★70歳以上の療養病床に入院する者については、食事代のほか、居住費について別に定められています。

### 3 国民健康保険税(国保税)

会社や官庁などの健康保険に加入している人以外の方を対象に、加入者が病気やけがをしたときの医療費をはじめ、出産育児一時金、葬祭費などの給付の費用に充てるために課税する税金です。介護保険法の規定による第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の納付に要する費用も併せて課税されます。

また、平成20年度からは後期高齢者医療制度への支援金の納付に要する費用も併せて課税されます。

### 4 国保税の納税義務者

国民健康保険税を納める人は、国民健康保険に加入している人がいる世帯の世帯主の人です。

## 5 医療分と介護分(後期高齢者支援分)

現在の国保税は、医療保険の財源に充てる医療分と介護保険の財源に充てる介護納付金分  
からなりますが、平成20年度からは後期高齢者医療制度の財源に充てる支援金が加わります。

医療分	国民健康保険の全被保険者が対象です。
介護分	被保険者のうち、40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)が対象になります。40歳になった月から課税され、65歳になった月から課税されません。
後期高齢者支援分	国民健康保険の全被保険者が対象です。

## 6 国保税の納期

当町の納期は、6月から翌年2月の9回です。

## 7 国保税の賦課区分・課税基準・税率

国民健康保険税の納付額は、医療保険分と、40歳から64歳までの人が負担する介護保険分との合計額で、その計算方法は、次の区分と税率によります。

なお、平成20年度からは、後期高齢者医療制度への支援金が加わった計算方法になりますが、課税区分・税率等については、現在、検討中であります。

### 【平成19年度の税率等】

賦課区分	賦課基準	税率等	
		医療保険分	介護保険分
所得割	前年中の総所得金額から基礎控除額33万円を差し引いた額に税率をかけて計算します。	13%	1.38%
資産割	被保険者の固定資産税(土地・家屋に係る額)の合計に対して税率をかけて計算します。	60%	
被保険者均等割	1人当たりの額を被保険者世帯の加入者数にかけて計算します。	30,000円	9,000円
世帯別平等割	1世帯につきいくらと計算します。	36,000円	
課税限度額	1世帯で算定した所得割、資産割、均等割、平等割の合計額(介護分は所得割、均等割)	530,000円	90,000円

国民健康保険税の年額は、上の表にもとづきそれぞれ算出した合計額が、医療保険分は53万円を超える場合は53万円、介護保険分は9万円を超える場合は9万円となります。

なお、年度途中で国民健康保険に加入した場合は、月割りで計算します。

※ 現在、国基準の課税限度額は、医療保険分56万円、介護保険分9万円となっております。

### ◎国基準の改正(平成20年度から)

#### 【現行】

区分	課税限度額
医療保険分	56万円
介護保険分	9万円
計	65万円



#### 【改正後】

区分	課税限度額
医療保険分	47万円
介護保険分	9万円
後期高齢者支援分	12万円
計	68万円

◆ 当町の現在の税率(医療分・介護分)は、平成16年4月1日に改正をしております。ただし、介護分の限度額は平成18年4月1日に改正をした額となっております。

## 8 国保税の軽減

前年中の所得が一定基準以下の世帯は、国保税のうち「被保険者均等割額」と「世帯別平等割」が軽減されます。

軽減判定する際には、国保に加入していない世帯主の所得も含めて判定します。

### ☆ 軽減基準(平準化の場合と医療及び介護共通)

総所得金額等が下記金額以下の世帯	軽減割合
(1) 33万円	7割
(2) 33万円+24.5万円×当該世帯に属する被保険者数(被保険者である当該世帯主を除く)	5割
(3) 33万円+35万円×当該世帯に属する被保険者数	2割

### ☆ 軽減額

(単位:円)

区分	医療分		介護分 1人当り
	1人当り	1世帯当り	
7割	21,000	25,200	6,300
5割	15,000	18,000	4,500
2割	6,000	7,200	1,800

※ 平成20年度からは、後期高齢者支援分を含んだ軽減額となる。

※ 2割軽減を受けるには、申請が必要であったが平成20年度からは申請が不要となる。

## 9 我が家の国保税はいくら？

### 夫婦二人が共に40～64歳の場合 <<参考例 1>>

夫/世帯主(45歳)……給与収入額350万円(給与所得額227万円)、固定資産税3万円

妻(41歳)……給与収入額80万円(給与所得額 0円)

子供1人(17歳)……学生

**医療分** (国保加入者全員が対象)

**介護分** (40～64歳の国保加入者が対象)

区分	税額(円)	算定根拠
所得割額	252,200	(227万円-33万円)×13%
資産割額	18,000	3万円×60%
均等割額	90,000	3人×30,000円
平等割額	36,000	36,000円(1世帯)
計	396,200	A

区分	税額(円)	算定根拠
所得割額	26,772	(227万円-33万円)×1.38%
資産割額	0	(当町設定なし)
均等割額	18,000	2人×9,000円
平等割額	0	(当町設定なし)
計	44,700	B (100円未満切り捨て)

合計年税額 A + B 440,900円

### 夫婦二人が共に65歳以上の場合 <<参考例 2>>

夫/世帯主(70歳)……年金収入額180万円(年金所得額60万円)、固定資産税2万円

妻(68歳)……年金収入額 80万円(年金所得額 0円)

**医療分** (国保加入者全員が対象)

区分	税額(円)	算定根拠
所得割額	35,100	(60万円-33万円)×13%
資産割額	12,000	2万円×60%
均等割額	30,000	2人×30,000円×0.5
平等割額	18,000	36,000円(1世帯)×0.5
計	95,100	A

※ 5割軽減世帯

年税額 A 95,100円

## 10 保険者の概況等

- (1) 平成18年度での町全体の国保加入割合は、人数で47.7%、世帯で56.3%となり、町民の約半数が加入している状況にあります。
- (2) 平成18年度での軽減該当は、980世帯で加入世帯の70.9%を占めております。
- (3) 賦課割合(応能割額:応益割額)では、応益割額が増加傾向になってきております。
- (4) 1人当たり調定額は、医療・介護分とも減少傾向にあります。
- (5) 平成18年度の収納率(一般分)は、92.72%と前年より0.58%上まわりましたが、普通調整交付金の減額基準の93%を確保できていない状況にあります。
- (6) 平成18年度での実質収支は、36,942千円の赤字となり、平成16年度に税率改正を行いました。改善傾向にない状況にあります。

区 分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	
被 保 険 者	人 口(町 全 体) ①	6,250 人	6,055 人	5,811 人	
	世 帯 数(町 全 体) ②	2,567 世帯	2,520 世帯	2,454 世帯	
	被 保 険 者 数 ③	2,894 人	2,838 人	2,773 人	
	被 保 険 者 世 帯 数 ④	1,396 世帯	1,396 世帯	1,382 世帯	
	退 職 被 保 険 者 数 ⑤	125 人	173 人	313 人	
	老 人 被 保 険 者 数 ⑥	817 人	779 人	742 人	
	被 保 険 者 加 入 割 合 ③÷①	46.30 %	46.87 %	47.72 %	
	退 職 被 保 険 者 加 入 割 合 ⑤÷③	4.32 %	6.10 %	11.29 %	
老 人 被 保 険 者 加 入 割 合 ⑥÷③	28.23 %	27.45 %	26.76 %		
軽 減 世 帯	世 帯 数	2 割 軽 減 ⑦	176 世帯	175 世帯	178 世帯
		5 割 軽 減 ⑧	88 世帯	108 世帯	91 世帯
		7 割 軽 減 ⑨	632 世帯	684 世帯	711 世帯
	世 帯 割 合	2 割 軽 減 ⑦÷④	12.77 %	12.28 %	12.88 %
		5 割 軽 減 ⑧÷④	6.39 %	7.58 %	6.58 %
		7 割 軽 減 ⑨÷④	45.86 %	48.00 %	51.45 %
保 険 税	賦 課 限 度 額	医 療 分	53 万円	53 万円	53 万円
		介 護 分	8 万円	8 万円	9 万円
	賦 課 割 合 ( 応 能 : 応 益 )		48 : 52	47 : 53	46 : 54
	1 人 当 た り 調 定 額	医 療 分	80,576 円	77,241 円	73,773 円
		介 護 分	16,000 円	15,039 円	14,212 円
収 納 率 ( 一 般 分 )		92.27 %	92.14 %	92.72 %	
1 人 当 た り 基 盤 安 定 繰 入 額		18,634 円	21,584 円	21,759 円	
財 政 の 状 況	収 入 合 計 ⑩		790,956 千円	803,900 千円	813,280 千円
	一 般 会 計 繰 入 ( そ の 他 )		71,865 千円	81,000 千円	86,193 千円
	基 金 か ら の 繰 入		0 千円	0 千円	0 千円
	前 年 度 か ら の 繰 越		0 千円	0 千円	0 千円
	支 出 合 計 ⑪		825,995 千円	842,837 千円	850,222 千円
	実 質 収 支 差 引 ⑩-⑪		-35,039 千円	-38,937 千円	-36,942 千円
	単 年 度 収 支 差 引		8,197 千円	-3,899 千円	1,995 千円

注1)人口、世帯数及び被保険者数は、年度月平均の数値である。

注2)平成15年度～平成18年度までの歳入・歳出状況<<別紙 5 参照>>

## 11 医療制度改革の概要(国保関係)

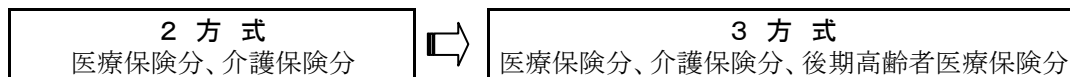
医療制度改革に伴い国民健康保険も新たな制度が導入となります。  
主な改正点は次のとおりです。

平成20年4月～

(1) 75歳以上の者(障がいのある方は65歳～74歳)が後期高齢者医療制度へ加入となるため  
国保の資格喪失となる。

(2) 後期高齢者医療制度への支援金の創設(支援金納付分を国保税で確保)

国民健康保険税の賦課方法の変更



(3) 前期高齢者納付金の新設

前期高齢者加入者数に応じ負担。財源は国保医療分で対応

(4) 退職者医療保険制度の廃止

現行の退職者医療保険制度の廃止。ただし、65歳未満の退職者医療保険制度については  
平成26年度まで継続

(5) 国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)

世帯の国保被保険者全員が、65歳以上75歳未満の世帯主であって、年額18万円以上  
の年金を受給している方は、20年10月から特別徴収の対象になります。

ただし、介護保険料と国保税との合算額が年金受給額の1/2を超える場合には、年金天引きの  
特別徴収の対象にはなりません。

(6) 患者負担額の変更

70歳～74歳までの患者負担が1割→2割

※ ただし、平成20年4月から平成21年3月までの1年間は、1割に据え置かれます。

(7) 自己負担額合算制度の創設

医療保険と介護保険の自己負担額が合算対象となり負担が軽減される。

(8) 特定健診、特定保健指導の導入

保険者において特定健診、特定保健指導事業の義務化

事業評価により、平成25年度以降の後期高齢者医療支援金の加算・減算がある。(ペナルティ)

(9) 後期高齢者医療制度導入での国保緩和措置等

- ① 後期高齢者医療制度に国保被保険者が移行した世帯で、世帯内に国保被保険者がいる世帯に  
対し従来と同様の保険料軽減が受けられなくなる場合、4年間同じ軽減となる措置を導入。
- ② 後期高齢者医療制度に移行することにより、国保世帯が単身世帯となる場合、医療保険分と  
後期高齢者医療保険分の平等割を4年間、半額とする。
- ③ 被保険者の後期高齢者医療制度への移行で、残された被扶養者が国保被保険者となる場合、  
負担軽減のため市町村の条例により、2年間に限り応能割(所得割・資産割)を課さず、応益割額  
(均等割・平等割)を2年間、半額とする。

◆国民健康保険事業特別会計財政状況表(平成15年度～平成18年度)

(歳入)

(単位:千円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
国民健康保険税	200,057	244,029	220,833	219,340	
一般被保険者	188,554	226,794	198,041	181,818	
現年度分	182,123	214,903	187,222	168,420	
滞納繰越分	6,431	11,891	10,819	13,398	
退職被保険者	11,503	17,235	22,792	37,522	
現年度分	11,312	17,022	22,124	36,531	
滞納繰越分	191	213	668	991	
国庫支出金	389,587	401,752	380,756	307,642	
調整交付金	133,470	129,867	124,411	105,455	
普通調整交付金	132,113	120,185	115,782	91,824	
特別調整交付金	1,357	9,682	8,629	13,631	
療養給付費負担金	255,984	266,130	244,720	193,034	
療養給付費負担金 過年度			5,228		
事務費負担金	133				
高額共同事業負担金		5,755	6,397	9,153	
療養給付費交付金	30,656	27,506	43,917	80,624	
道支出金	2,180	7,569	42,690	65,766	
調整交付金			35,894	56,612	
財政健全化補助金	2,180	1,814	399		
高額共同事業負担金		5,755	6,397	9,154	
連合会支出金	1				
共同事業交付金	44,475	37,705	31,976	51,715	
保険財政共同安定化事業交付金				37,946	
高額医療費共同事業交付金	44,475	37,705	31,976	13,769	
一般会計繰入金	56,153	71,865	81,000	86,193	
保健基盤安定(軽減分)	32,734	53,927	61,256	60,336	
人件費、助産費、財政支援事業等	23,419	17,938	19,744	25,857	
基金繰入金	1,996				
繰越金					
その他の収入	2,982	530	2,728	2,000	
歳入合計 (A)	728,087	790,956	803,900	813,280	

( 歳 出 )

(単位:千円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
総務費	10,502	7,889	7,162	7,134	
保険給付費	476,154	543,893	541,288	504,139	
一般被保険者	443,300	504,038	481,523	394,856	
療養給付費	385,945	432,820	424,538	357,707	
療養費	5,378	7,443	2,166	2,369	
高額療養費	47,677	60,975	51,419	31,900	
その他の給付費	4,300	2,800	3,400	2,880	
退職被保険者等	31,898	38,797	58,634	108,131	
療養給付費	29,055	35,736	53,039	97,784	
療養費	58	108	383	522	
高額療養費	2,785	2,953	5,212	9,825	
その他の給付費	0	0	0	0	
審査支払手数料	956	1,058	1,131	1,152	
老人保健拠出金	226,155	166,334	187,200	145,297	
介護納付金	32,939	39,813	44,424	48,350	
共同事業拠出金	19,991	23,022	25,589	90,208	
保険財政共同事業安定化拠出金				53,996	
高額医療費共同事業安定化拠出金	19,991	23,022	25,589	36,212	
保健事業費	1,646	1,663	2,111	9,032	
基金積立金	1				
公債費					
その他の支出	1,738	145	25	7,125	
前年度繰上充用金	2,197	43,236	35,038	38,937	
予備費	0				
歳出合計 (B)	771,323	825,995	842,837	850,222	

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
実質収支額(翌年度繰越金) (A)-(B)	△ 43,236	△ 35,039	△ 38,937	△ 36,942	
単年度実質収支額(基金繰入及び繰上充用金等を除く額)	△ 43,034	8,197	△ 3,899	1,995	

《参考資料》

1. 管内人口・世帯数及び国保加入状況一覧(平成19年3月31日現在)

保険者名	総 体			国				保				
	人 口	世 帯 数	一世帯当 たり人口	国保全被 保険者数	国 保 世 帯 数	国保一世 帯 人 口	国保加入 割 合	退職被保 険 者 数	退職被保 険者割合	老人被保 険 者 数	老人被保 険者割合	
	①(人)	②(世帯)	①/②	③(人)	④(世帯)	③/④	③/①(%)	再掲⑤(人)	⑤/③(%)	再掲⑥(人)	⑥/③(%)	
函 館 市	290,873	140,077	2.1	112,284	66,089	1.7	38.6	20,362	18.1	30,273	27.0	函 松 福 知 木 北 七 鹿 森 八 長
松 前 町	10,172	4,589	2.2	5,023	2,487	2.0	49.4	420	8.4	1,211	24.1	
福 島 町	5,708	2,438	2.3	2,781	1,388	2.0	48.7	346	12.4	725	26.1	
知 内 町	5,493	2,088	2.6	2,313	1,087	2.1	42.1	376	16.3	561	24.3	
木古内町	5,857	2,634	2.2	2,902	1,569	1.8	49.5	515	17.7	843	29.0	
北 斗 市	49,493	20,643	2.4	17,939	9,857	1.8	36.2	3,038	16.9	4,343	24.2	
七 飯 町	29,025	11,923	2.4	11,560	6,105	1.9	39.8	2,387	20.6	3,098	26.8	
鹿 部 町	4,785	1,818	2.6	2,905	1,146	2.5	60.7	297	10.2	407	14.0	
森 町	18,977	7,741	2.5	9,700	4,445	2.2	51.1	988	10.2	2,163	22.3	
八 雲 町	19,954	8,650	2.3	9,187	4,318	2.1	46.0	899	9.8	2,286	24.9	
長万部町	6,640	3,144	2.1	3,648	1,915	1.9	54.9	458	12.6	1,189	32.6	
町 計	106,611	45,025	2.4	50,019	24,460	2.0	46.9	6,686	13.4	12,483	25.0	
合 計	446,977	205,745	2.2	180,242	100,406	1.8	40.3	30,086	16.7	47,099	26.1	

※ 割合等は小数点第2位を四捨五入している。

## 2. 管内決算状況・繰入額・調定額及び収納率一覧

保険者名	決算収支(千円)			一般会計繰入額・その他(千円)			1人当たり調定額(現年合計・円)			保険税(料)収納率(現年)%									
	16年度	17年度	18年度	16年度	17年度	18年度	16年度	17年度	18年度	一般分			退職			合計			
										16年度	17年度	18年度	16年度	17年度	18年度	16年度	17年度	18年度	
函館市	▲ 602,341	▲ 378,214	48,728	183,755	245,052	297,466	88,640	87,426	86,700	84.97	84.81	85.15	96.77	96.95	97.11	87.27	87.31	87.73	
松前町	▲ 59,691	1,241	▲ 69,089	2,017	1,740	392	80,488	77,311	73,949	92.49	91.64	90.74	98.85	97.52	98.53	92.94	92.10	91.64	
福島町	▲ 35,039	▲ 38,937	▲ 36,942	830	6,084	743	86,618	79,918	79,154	92.27	92.14	92.72	95.76	93.71	96.52	92.52	92.30	93.37	
知内町	19,429	4,970	19,829	2,198	2,239	0	75,189	75,678	72,357	95.04	93.97	96.17	98.33	98.45	99.08	95.53	94.67	96.65	
木古内町	107,421	76,257	85,524	0	12,752	14,344	72,658	71,215	73,020	93.24	93.03	94.41	99.35	99.46	99.54	94.38	94.30	95.52	
北斗市	▲ 52,445	▲ 180,710	▲ 250,930	182,650	126,030	48,840	83,562	82,621	82,074	88.72	89.51	88.79	98.56	98.58	97.64	90.29	91.07	90.64	
七飯町	88,383	75,300	129,817	0	0	0	91,217	90,221	89,619	89.80	89.23	89.18	98.20	97.34	97.63	91.44	91.13	91.29	
鹿部町	▲ 21,096	▲ 5,803	▲ 22,816	0	1,036	0	95,346	93,500	96,791	87.46	90.50	85.41	100.00	100.00	99.06	88.56	91.38	87.29	
森町	84,029	15,726	18,078	232,635	84,035	144,540	80,592	80,732	81,500	87.58	86.39	84.98	97.61	96.97	96.55	88.47	87.47	86.30	
八雲町	275,940	263,252	237,474	35,327	12,722	0	85,156	78,379	79,549	89.54	89.50	88.59	96.56	96.16	96.47	90.21	90.13	89.44	
長万部町	72,014	80,298	55,655	15,900	7,819	5,170	80,536	80,364	82,040	90.00	89.99	89.80	98.39	97.76	98.89	91.04	90.97	90.95	
町計	477,946	472,304	417,529	463,167	128,427	165,189	84,063	81,977	82,133	89.67	89.65	88.86	98.22	97.36	97.69	90.81	90.73	90.28	
合計	▲ 124,394	▲ 86,620	215,327	646,921	499,510	511,494	80,731	85,435	84,973	86.74	86.63	86.54	97.17	97.17	97.29	88.54	88.58	88.69	
赤字額	▲ 771,051	▲ 603,664	▲ 379,778	(基盤安定負担金、基準超過費用額職員給与費並びに支援事業除く)			全道	81,746	82,241	84,742	87.08	87.22	87.69	97.38	97.42	97.57	88.94	89.26	89
剰余金	646,657	517,044	595,105				全国	78,959	80,352		88.46	88.34		97.58	97.58		90.09	90.15	

※ 全国平成17年度、全道平成18年度については、速報値

### 3. 管内保険税(料)一覧表

保険者名	平成18年度(医療保険分)					平成18年度(介護保険分)					平成19年度(医療保険分)					平成19年度(介護保険分)				
	応能割%		応益割(円)		限度額 (千円)	応能割%		応益割(円)		限度額 (千円)	応能割%		応益割(円)		限度額 (千円)	応能割%		応益割(円)		限度額 (千円)
	所得割	資産割	均等割	平等割		所得割	資産割	均等割	平等割		所得割	資産割	均等割	平等割		所得割	資産割	均等割	平等割	
函館市	11.39		27,970	31,130	520	2.86		7,970	6,850	90	11.61		29,390	32,270	540	2.83		7,900	6,740	90
松前町	12.00	50.00	31,000	33,000	530	1.30	10.00	7,000	5,000	70	14.00	50.00	28,000	30,000	530	1.60	10.00	7,000	5,000	90
福島町	13.00	60.00	30,000	36,000	530	1.38		9,000		90	13.00	60.00	30,000	36,000	530	1.38		9,000		90
知内町	10.50	50.00	25,000	31,000	520	0.60	7.00	5,500	3,300	70	10.50	50.00	25,000	31,000	560	0.60	7.00	5,500	3,300	90
木古内町	9.80	55.00	27,000	23,000	510	1.30		9,500		80	9.80	55.00	27,000	23,000	510	1.30		9,500		80
北斗市	11.00	73.00	18,000	24,000	520	1.05		7,500		70	11.00	73.00	18,000	24,000	520	1.05		7,500		70
七飯町	10.00	52.00	28,000	31,000	530	1.90	9.5	9,000	7,000	90	10.00	52.00	28,000	31,000	530	2.10	9.50	9,000	7,000	90
(南茅部町)	9.21		32,720	35,740	520	1.28		7,970	6,850	90	9.81		31,880	34,890	540	1.67		7,900	6,740	90
鹿部町	10.50	65.00	23,000	28,000	520	0.70	5.00	5,000	4,000	80	10.50	65.00	23,000	28,000	520	0.70	5.00	5,000	4,000	80
(砂原町)	10.00	55.00	32,000	36,000	520	0.80		9,000		70										
森町	10.00	50.00	29,500	32,000	520	0.70	4.00	5,500	3,000	70	10.00	50.00	29,500	32,000	520	0.70	4.00	5,500	3,000	70
八雲町	8.00	40.00	30,000	30,000	510	1.50		14,300		80	8.00	40.00	30,000	30,000	510	1.50		14,300		80
長万部町	9.80	67.10	33,100	29,300	530	0.63	7.80	6,100	3,700	90	9.80	67.10	33,100	29,300	530	0.63	7.80	6,100	3,700	90
町平均	10.36	54.41	28,860	30,930		1.08	4.33	7,990	2,600		10.62	54.34	28,178	30,033		1.17	4.81	7,878	2,889	
管内平均	10.40	47.47	28,253	30,782		1.23	3.33	7,949	3,054		10.67	46.84	27,739	30,130		1.34	3.61	7,850	3,290	

函  
松  
福  
知  
木  
北  
七  
南  
鹿  
砂  
森  
八  
長

は、平成19年度で改正をした部分である。

#### 4. 管内国保険被保険者一人当たり療養諸費費用額一覧

(単位：円)

保険者名	一般分			老健分			退職分			合計		
	16年度	17年度	18年度	16年度	17年度	18年度	16年度	17年度	18年度	16年度	17年度	18年度
函館市	264,500	276,247	⑦ 274,287	926,506	966,956	④ 965,106	435,507	438,195	④ 455,476	491,024	502,885	③ 497,490
松前町	276,247	293,240	② 296,240	922,602	980,289	① 1,015,674	353,537	411,981	⑩ 377,839	455,498	477,859	④ 481,394
福島町	313,695	308,429	⑥ 278,895	889,665	910,919	⑩ 894,626	386,007	413,653	⑦ 427,483	479,420	480,220	⑨ 460,424
知内町	263,797	255,374	⑨ 260,113	911,835	910,163	⑧ 928,291	439,073	402,408	③ 477,785	477,916	456,555	⑧ 464,868
木古内町	259,812	275,175	⑤ 280,419	865,803	921,398	⑥ 942,241	407,340	451,395	② 480,123	474,670	502,653	① 510,553
北斗市	273,485	276,512	④ 282,651	883,303	947,464	⑤ 944,687	400,710	406,984	⑤ 445,778	455,178	467,323	⑥ 472,643
七飯町	237,661	245,969	⑧ 260,592	853,179	882,337	⑨ 904,214	404,970	474,267	⑨ 402,986	452,746	459,521	⑦ 467,787
鹿部町	186,662	200,411	⑪ 206,054	863,291	1,062,972	⑦ 938,158	330,861	354,029	⑪ 357,359	303,906	341,295	⑪ 326,183
森町	237,749	255,341	⑩ 256,586	954,310	1,033,947	② 981,319	411,873	378,850	⑥ 435,459	425,851	447,432	⑩ 437,624
八雲町	257,817	300,323	③ 283,633	841,354	954,811	③ 965,531	431,251	504,123	① 502,913	420,261	493,314	⑤ 477,719
長万部町	278,381	274,448	① 300,218	884,317	894,347	⑪ 857,507	338,346	350,643	⑧ 403,864	504,552	500,878	② 498,788
町平均	257,134	267,594	268,702	885,484	943,756	939,255	400,153	438,502	429,519	445,254	467,200	461,057
管内平均	261,537	273,640	273,472	912,162	959,004	956,375	425,363	435,412	448,834	474,039	489,445	484,910